

北東アジアのゲートウェイ/ 境港

重要港湾「境港(さかいこう)」は、古くから外貿・内貿の要港として発展し、1995年、輸入促進地域計画(境港FAZ計画)が国の承認を受けたことを機に、貿易関連施設の整備や支援体制の強化が図られたほか、定期コンテナ航路として中国航路と韓国航路が開港されました。さらに、韓国東海岸、ロシア極東と日本を結ぶ唯一の国際フェリーの就航やクルーズ客船の寄港回数が増加したことにより、物流のみならず人的交流も盛んになり、境港は、北東アジアゲートウェイとして、ますますの発展が期待されています。

竹内南地区 新貨客船ターミナル 2020年・春 供用開始!



●境港 ふ頭再編改良事業 旅客上屋整備(約3,300㎡)、ふ頭用地整備(約8.3ha) 岸壁(水深10m)L=280m、泊地(水深10m)

鳥取県企業立地認定事業者 貨物誘致助成事業

鳥取県企業立地事業の認定事業者に対して、境港利用の支援をします。

限度額	2,500万円/5年間 1TEUあたり25,000円
適用	平成24年度以降に鳥取県企業立地等事業助成条例または、鳥取県産業成長応援条例に基づき事業認定を受けた事業者が、境港定期航路を利用して、貨物輸送を行う場合。 ※ただし、境港大量貨物誘致促進支援制度の既認定事業者は除く。
補助期間	当該事業の事業認定日から5年間(1年につき、500万円を限度として助成)。

TEU=20フィートコンテナの換算単位
40フィートコンテナは2TEUとして換算

支援策に関するお問い合わせ先

鳥取県商工労働部通商物流課
TEL(0857)26-7660
ファクシミリ(0857)26-8117
E-mail: tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp

境港と世界を結ぶ定期船航路図



環日本海交流 西の拠点 境港 竹内工業団地



周辺地図・アクセス



企業進出のお問い合わせ先

鳥取県企業局経営企画課 TEL(0857)26-7445 ファクシミリ(0857)26-8193 E-mail:kigyuu@pref.tottori.lg.jp
鳥取県企業局西部事務所 TEL(0859)26-0017 ファクシミリ(0859)26-0437 E-mail:kigyoukyokuseibu@pref.tottori.lg.jp
鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL(0857)26-7245 ファクシミリ(0857)26-8117 E-mail:ritti@pref.tottori.lg.jp
鳥取県東京本部 TEL(03)5212-9077 ファクシミリ(03)5212-9079 E-mail:tokyo@pref.tottori.lg.jp
ふるさと鳥取県産業観光センター名古屋代表部 TEL(052)262-5411 ファクシミリ(052)262-5415 E-mail:nagoyajimusho@pref.tottori.lg.jp
鳥取県関西本部 TEL(06)6341-3955 ファクシミリ(06)6341-3972 E-mail:kansai@pref.tottori.lg.jp

製作 2019年10月

この印刷物は再生紙を使用しています

平面図

境港外港竹内工業団地



※分譲先又は現況を基に作成

概要

面積	全体 128.6ha	企業用地 78.4ha	分譲済 71.7ha	未分譲 6.7ha
用途区域	工業専用地域・工業地域（特別業務地区）			
建ぺい率等	容積率200%、建ぺい率60%			
工業用水	20円/m ³ ・日（供給元：鳥取県企業局）			
排水	境港市下水道（場所により利用可能）			
電力供給	6.6Kv	通信回線	光ファイバーを用いた高速通信可能100Mbps	

分譲区画

分譲区画	地番	面積(m ²)	面積(ha)	間口(m)	奥行(m)	売却単価(円/m ²)	売却額(円)	貸付単価(円/m ² ・年)	貸付額(円/年)	備考
1号地	280, 281-2	31,205.54	3.1	-	-	12,340	385,076,363	535	16,694,963	工業地域、ターミナル一体化事業に際する
2号地	284	18,682.96	1.9	-	-	-	230,547,726	-	9,995,383	工業地域、ターミナル一体化事業に際する
3号地	214-1, 218	4,563.86	0.5	36	92	9,500	43,356,670	412	1,880,310	工業専用地域
5号地	78	4,314.05	0.4	39	110	-	49,697,856	-	2,159,025	工業地域
6号地	132	3,300.05	0.3	41	80	11,520	38,016,576	500	1,650,025	工業地域
7号地	128, 129-1	5,187.61	0.5	84	61	-	59,761,267	-	2,593,805	工業地域

※間口、奥行きは概算数値です。売却額、貸付額は担当に御確認ください。

分譲方法

1 割賦販売	支払方法	元金均等年賦払い・元利均等年賦払い
	割賦期間	10年以内（3年以内の割賦払元金据置期間を含む）
	即納金	契約締結時に購入代金の20%
	利息利率	市中金利の概ね1/2程度（固定）
2 長期貸付	貸付方法	事業用借地権の設定による
	貸付料	412円/m ² ～535円/m ²
	貸付期間	10年以上30年未満
	契約保証金	貸付料の3年分

主な進出企業の業種

- 水産食品製造業 ■冷蔵庫・倉庫業 ■流通業・運送業 ■卸売業 ■小売業・飲食業

支援策に関するお問い合わせ先

■鳥取県商工労働部立地戦略課	TEL(0857)26-7245	ファクシミリ(0857)26-8117
	E-mail:ritti@pref.tottori.lg.jp	
■境港市産業部水産商工課	TEL(0859)47-1056	ファクシミリ(0859)44-7957
	E-mail:suisan@city.sakaiminato.lg.jp	

鳥取県の主な企業立地の支援策

産業成長応援補助金

技術革新や先進的な取組み等による成長拡大を支援するため、工場や事業所等の整備及び土地取得などに要する経費を補助します。（※土地、建物は賃借料も対象）

区分	成長・規模拡大ステージ	一般投資支援
対象事業	県内に事業所等を有する者が行う中小企業等経営強化法に定める経営革新計画又は地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ重点分野に係る先進的な取組 <重点分野>・成長ものづくり・自然環境調和・観光インバウンド・IoT技術ソフトウェア	原則、全業種ただし、製造業・ソフトウェア業以外の業種（サービス業等）は、地域経済牽引事業計画の承認が必要
対象経費	○土地、家屋、機械装置等の償却資産の取得に要した費用（投下固定資産額(A)） ○契約期間5年以上の賃借料（リース含む） ○投下固定資産額に付随した少額資産の取得に要した費用（投下少額資産額(B)） ○1Jリターン人材の確保に要した費用（人材確保費用(C)）	
支援対象要件	○投資額（投下固定資産額(A)+賃借料（5年間））3,000万円超 ○新規常時雇用者数5人以上 又は雇用維持+付加価値額の伸び率5%・年以上 ※付加価値額は、営業利益、人件費、減価償却費の合計で算出	○投資額（投下固定資産額(A)+賃借料（5年間））3,000万円超 ○新規常時雇用者数3人以上 又は雇用維持+付加価値額の伸び率4%・年以上 ※付加価値額は、営業利益、人件費、減価償却費の合計で算出
補助率	○投下固定資産額 A×1/5 ○賃借料 初年度賃借料×1/2 ○投下少額資産額 B×1/5 ○人材確保費用 C×1/2（1人当たり30万円。最大150万円） ※別途上限あり ※本社移転、先進技術・県内資源活用のいずれかで加算あり	○投下固定資産額 A×1/10 ○賃借料 初年度賃借料×1/2 ○投下少額資産額 B×1/10 ○人材確保費用 C×1/2（1人当たり30万円。最大90万円） ※別途上限あり ※土地建物取得かつ県内本社設置の場合、加算あり
限度額	10億円	5億円

＜詳細な内容については、商工労働部立地戦略課までお問い合わせください＞

産業成長事業環境整備補助金

県内の工業団地等において一定量以上の県営工業用水道を利用して新增設を行う企業に対し、排水処理設備の整備にかかる経費を助成します。

区分	補助率	限度額	適用
排水処理施設整備費	(※) 1/4 1/2	(※) 2500万円 2億円	鳥取県産業成長応援条例に定める産業成長事業のうち産業成長応援補助金の認定を受けた事業に伴って行う排水処理施設の整備事業（機械装置本体、本体に付帯する償却資産、排水処理施設専用の建物建築費、機械装置等の設置工事費等）で補助対象経費が5,000万円以上のもの

(※)区分により異なる。

境港市の主な企業立地の支援策

境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

工場等を新增設される場合に固定資産税の課税免除、雇用促進奨励金、企業立地支援補助金により補助します。

【補助要件】<ア>投資額1億円以上、新規雇用7人以上（境港市内在住者）※純増人数
<イ>投資額5,000万円以上、新規雇用4人以上（境港市内在住者）※純増人数
<ウ>投資額3,000万円以上、新規雇用2人以上（境港市内在住者）※純増人数

区分	支援対象要件	免除期間	限度額	適用
固定資産税の課税免除	<ア>	5年間	年1億円	企業立地事業計画に従って新たに取得した土地・家屋・償却資産を対象※企業立地支援補助金を受ける場合は除きます。
	<イ>	4年間		
	<ウ>	3年間		

区分	支援対象要件	補助額	限度額	適用
雇用促進奨励金	<ア>	100万円/人	1億円	企業立地に伴い雇用され、操業日以降1年以上継続する雇用者。
	<イ>	50万円/人		
	<ウ>	30万円/人		

区分	支援対象要件	補助率	限度額	適用
企業立地支援補助金	<ア>	5%	1億円	企業立地事業計画に従って新たに取得した土地・建物・償却資産を対象※固定資産税の課税免除を受ける場合は除きます。

境港市企業立地促進補助金

境港竹内工業団地に土地を取得または賃借後、新たに取得された固定資産（土地、建物、償却資産）に対する固定資産税相当額を、納付の翌年度以降3年分に分けて補助金として交付します。

【補助要件】新規常用雇用者 山陰両県在住者3人以上（内境港市内在住1人以上）